

# 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導等の状況（令和6年）

## 1 監督指導状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の( )内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種 事項	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反 事業場数	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金 の支払	休日
トラック	67	45 (67.2%)	15 (22.4%)	7 (10.4%)	1 (1.5%)
バス	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・タクシー	3	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	5	3 (60%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)
合 計	75	50 (66.7%)	16 (21.3%)	8 (10.7%)	1 (1.3%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場、廃棄物の収集や運搬等を行う清掃・と畜業の事業場など）。以下同じ。

(注2) 1事業場において違反事項が2つ以上ある場合は、「主な違反事項」欄にそれぞれ計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数は一致しない場合がある。以下同じ。

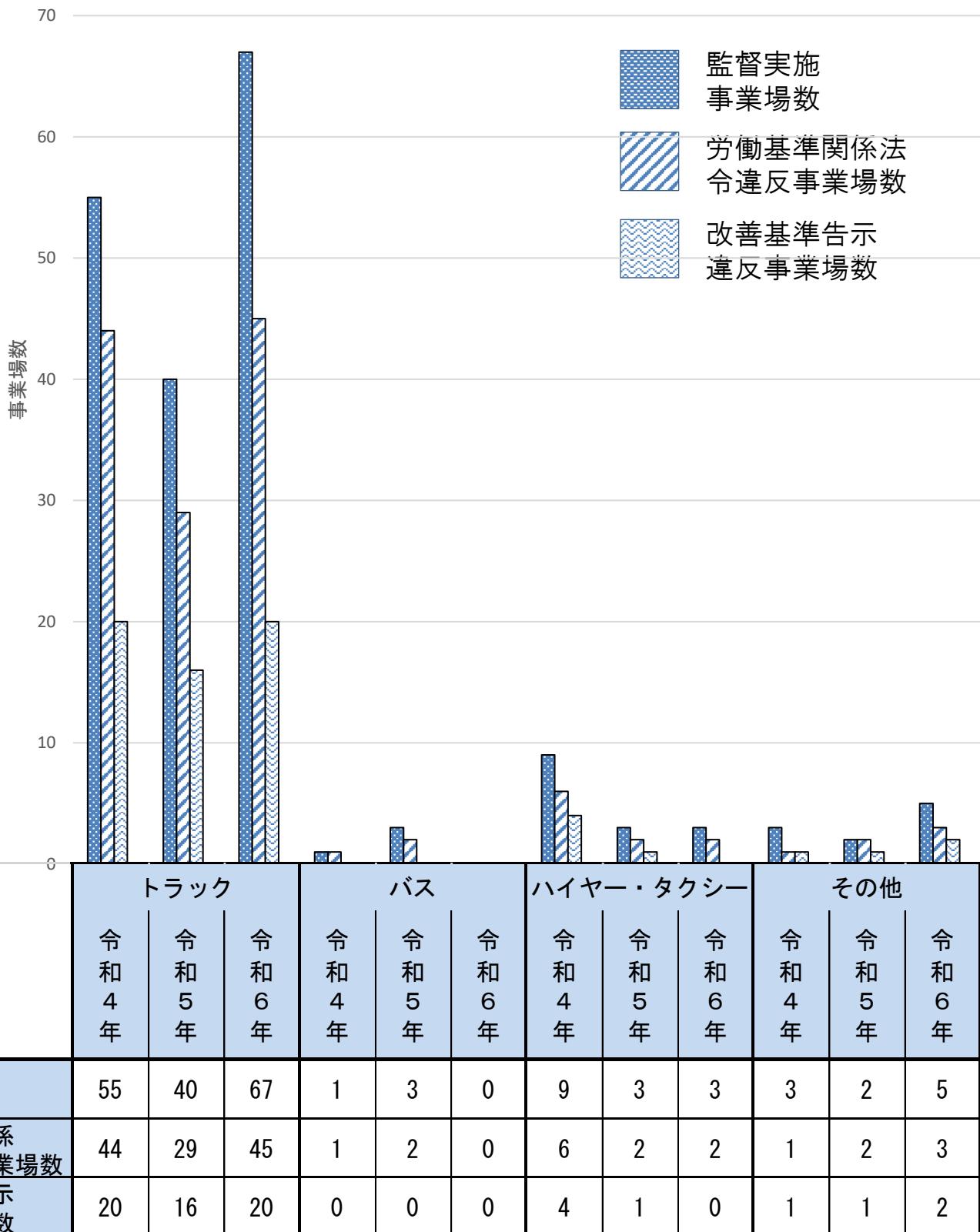
(2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種 事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
			総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間
トラック	67	20 (29.9%)	7 (10.4%)	13 (19.4%)	11 (16.4%)	8 (11.9%)	8 (11.9%)
バス	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・タクシー	3	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	- (-)	- (-)
その他	5	2 (40.0%)	0 (0.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)
合 計	75	22 (29.3%)	7 (9.3%)	15 (20.0%)	11 (14.7%)	8 (10.7%)	9 (12.0%)

(注) ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「最大運転時間」、「連続運転時間」の定めがない。

(3) 令和4年から令和6年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。

80



(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

### 事例 1（トラック）

#### 運送会社に対し過重労働・改善基準告示違反について指導

##### 概要

- 運転者について、一時的な業務繁忙により時間外・休日労働に関する協定届で定める限度時間（1か月80時間）を超える1か月107時間の違法な長時間労働を行わせていたため是正勧告した。
- また、改善基準告示【旧告示】※に關し、①1か月の総拘束時間が上限の293時間を超え、325時間であったこと、②勤務終了後の休息期間が継続8時間を下回っていること③2日及び2週間の運転時間がそれぞれ平均9時間、平均44時間を超えていること、④連続運転時間が4時間を超えていることが認められたため是正勧告した。

##### 会社の対応

- 労働時間・拘束時間を短くするために、荷主と交渉を行い、長距離便の一部取り止めを行う、長時間の運転業務と短時間の運転業務とを組み合わせる等の方策を実施した。
- その結果、1か月の時間外・休日労働時間が約70時間、総拘束時間が260時間まで削減された。

### 事例 2（トラック）

#### 運送会社に対し過重労働・改善基準告示違反について指導

##### 概要

- 運転者について、遠方への配送の依頼が集中したことにより時間外・休日労働に関する協定届で定める限度時間（1か月80時間）を超える1か月84時間の違法な長時間労働を行わせていたため是正勧告した。
- また、改善基準告示【新告示】※に關し、①1日の拘束時間が16時間を超える日が月に8日以上あったこと、②休日労働が4週で3回以上あったことが認められたため是正勧告した。

##### 会社の対応

- 労働時間・拘束時間を短くするために、荷主に対して、荷待ち時間軽減への協力を依頼した。
- その結果、1か月の時間外・休日労働時間数が80時間以内となり、総拘束時間も短縮された。

※ 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）は、令和6年4月に改正されました。このため、掲載した事例においては改正前の改善基準告示を【旧告示】、改正後のものを【新告示】と付記しています。

## 2 国土交通省との連携

### (1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

年 事項	令和4年	令和5年	令和6年
労働基準監督機関から 通報した件数	5	3	2
労働基準監督機関が 通報を受けた件数	0	0	0

### (2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

	令和4年	令和5年	令和6年
件数	1	1	3